

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 贈与税決定処分取消等請求上告受理事件
国側当事者・麻布税務署長
平成20年3月25日不受理・確定

決 定 事 項

申立人の上告受理申立ての理由は民事訴訟法318条1項(上告受理の申立て)に規定する事由に当たらないとして、申立人の上告受理申立てが上告審として受理されなかった事例

決 定 要 旨

省略

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年2月23日判決、本資料257号-29・順号10638)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年10月31日判決、本資料257号-203・順号10812)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

【決定】 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成20年3月25日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 近藤 崇晴

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

当事者目録

申立人	甲
同訴訟代理人弁護士	柄澤 昌樹
相手方	麻布税務署長 家崎 克夫
同指定代理人	小茄子川 栄治